

平成 29 年 12 月 12 日

第 12 回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 12 号

平成 29 年 第 12 回 定例会

日時：平成 29 年 12 月 12 日（火）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	南 新 平
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	久 住 智 治
	教 育 推 進 部 参 事	山 崎 克 己
	教 育 総 務 課 長 事 務 取 扱	
	学 務 課 長	熱 田 直 道
	教 育 推 進 部 副 参 事	川 西 宏 幸
	教 育 指 導 課 長	植 村 洋 司
	児 童 青 少 年 課 長	矢 島 孝 幸
	教 育 セ ン タ ー 所 長	安 藤 彰 啓
	真 砂 中 央 図 書 館 長	齋 藤 勝 美

「書 記」	庶 務 係 長	木 内 実三男
	庶 務 係 主 査	中 根 崇

平成 2 9 年

## 第 1 2 回教育委員会定例会

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日 (火) 午後 2 時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 小川賀代委員

### 第 1 議事録の承認

議事録第 1 0 号 (平成 2 9 年第 1 0 回定例会)

### 第 2 議案の審議

第 4 8 号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

### 第 3 報告事項

- (1) 平成 2 9 年 1 1 月定例議会の審議概要について (資料第 1 号)
- (2) 文京区奨学資金に関する条例施行規則の改正について (資料第 2 号)
- (3) 文京区入学支度資金貸付条例施行規則の改正について (資料第 3 号)
- (4) 平成 3 0 年度文京区立小・中学校就学通知書の発送について (資料第 4 号)
- (5) 平成 2 9 年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について (資料第 5 号)
- (6) 中学校特別支援教室の実施について (資料第 6 号)
- (7) 年末・年始における生活指導について (資料第 7 号)

### 第 4 その他の事項

「開 会」

○南教育長 それでは、第 12 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(14:01)

○南教育長 まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、清水委員が欠席です。理事者は、全員出席しています。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人でございますが、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(はい)

## 第 1 議事録の承認

### 議事録第 10 号（平成 29 年第 10 回定例会）

○南教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第 1 「議事録の承認」です。議事録第 10 号（平成 29 年第 10 回定例会）がお手元にあるかと思ひます。事前にご確認いただいておりますが、なお、訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

## 第 2 議案の審議

### 第 48 号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

○南教育長 続きまして、第 2 「議案の審議」です。本日は 1 件です。第 48 号議案「文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 48 号議案、文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、区立幼稚園の登録利用に係る預かり保育料に減免制度を設けるほか、減免に係る所得割課税額などについて規定を整備するものでございます。

主な改正内容をご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

まず、第 2 条でございますが、減免の認定の基礎となる所得割課税額につきまして、4 月から 8

月までの保育料については前年度分の額、9月から翌年3月までの保育料については当該年度分の額とするものでございます。現在は、全て当該年度の課税額を基礎としておりますが、より実態に即した減免を速やかに適用するために取扱いを変更するものでございます。

次に、第3条でございますが、登録利用に係る預かり保育料に関する減免規定を追加するものでございます。減免区分などにつきましては、区立幼稚園保育料と同様の内容となっております。

次に、第4条でございますが、この規則における所得割課税額の用語について定義規定を設けるものでございます。

最後に付則ですが、この規則は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 中身はわかりましたが、預かり保育料についての減免措置が今までなかったからということですか。預かり保育料自体が新しく設けられたから、この規定ができたということですか。

○学務課長 預かり保育料自体は当初からありましたが、それに係る減免規定が今までありませんでした。これまで登録利用に係る預かり保育料は月額8900円一律ということでしたが、それに今回減免の規定を設けるものでございます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第3 報告事項

#### (1) 平成29年11月定例議会の審議概要について

○南教育長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)「平成29年11月定例議会の審議概要について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号に基づきまして、11月議会の審議内容等について、ご説明いたします。

まず、一般質問でございますが、11月議会におきましても、5つの会派、8人の議員の方から質問をいただきました。具体的な内容はこちらに記載しているとおりでございます。

また、11月議会の文教委員会でございますが、こちらは、11月30日と12月1日の2日間にわたって、行われたところでございます。報告事項といたしまして、子ども家庭部が4件、教育推進部が7件となっております。

報告の内容につきましては、教育に関する事務の点検評価、柳町小学校の基本設計に係る配置平面計画、区立幼稚園における預かり保育料の負担軽減策、学校選択制度に係る希望校調査の集計結果、平成28年度児童・生徒の問題行動、不登校の実態、中学校における部活動、青少年プラザの使用方法及び使用料の検討といった内容となっております。

また、この文教委員会では、一般質問として、6人の議員の方から15件受けております。その幾つかを申し上げますと、「和食の日」のさらなる推進について、英会話等の指導方法の改善について、図書館内の防犯カメラの設置について、長時間保育の人的措置について、本郷小学校の免震装置の交換について、都バス車庫跡地を活用した待機児童対策について等でございます。

報告は以上でございます。

**○南教育長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

## (2) 文京区奨学資金に関する条例施行規則の改正について

**○南教育長** 報告事項(2)「文京区奨学資金に関する条例施行規則の改正について」です。説明をお願いいたします。

**○教育総務課長** それでは、資料第2号に基づきまして、文京区奨学資金に関する条例施行規則について、ご説明申し上げます。

本件は、平成29年10月31日に第4回臨時会でご承認されました文京区奨学資金に関する条例の施行に当たりまして、必要な事項を定めるために規則として制定するものでございます。

施行内容の一番大きな点といたしましては、第3条に規定しております給付型の奨学資金の受給の対象者でございますが、こちらに記載しているように、「同居している保護者が、文京区就学援助費補助要綱第2条第2号に規定する準要保護者であること」ということで、給付型の奨学金を受けられる方は、収入の限度額が、こちらの就学援助費の補助に該当する方という形で規定しているところでございます。具体例を申し上げますと夫婦と子ども2人の4人世帯の場合で、年収550万円程度が収入の限度額となっております。

その他、第4条以下、具体的な申請書の様式と事務的な手続を定めているところでございます。  
なお、施行の期日は公布の日からとなっております。

また、この規則につきましては、奨学金の事務が、教育委員会固有の事務ではなくて、区長の権限に属する事務を補助執行という形で教育委員会が行うという位置づけのものでございますので、議案ではなく、報告事項という形にさせていただきました。

資料第2号の説明は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。  
特にございませんでしょうか。そうしましたら、次の報告事項に移りたいと思います。

### (3) 文京区入学支度資金貸付条例施行規則の改正について

○南教育長 報告事項(3)「文京区入学支度資金貸付条例施行規則の改正について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 続きまして、文京区入学支度資金の融資あっせん及び貸付けに関する条例施行規則について、ご説明いたします。

こちらも、資料第2号の奨学金と同様に、融資あっせんの条例について、必要な事項を定めるために規則を制定するものでございます。

こちらは、総則と融資あっせん、直接の貸付けという3章立ての規則になっております。規則の事項で一番大きな点は、第3条の対象者ということになります。融資あっせんを受けられる対象者ということで、所得の限度額が一定程度以下ということで記載しております。別に定める認定所得上限額以下であるということで、こちらの限度額につきましては、具体例を申し上げますと夫婦と子ども2人の4人世帯の場合で、年収1240万円ということで、かなり高い金額が収入限度額となっております。この金額につきましては、従来の入学支度資金の貸付けから引き継いだもので、今回特に変更したものではありません。

4条以下、申請書の様式や貸し付けについての対象者等を記載しているところでございます。  
ご説明は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。  
特によろしいでしょうか。それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

### (4) 平成30年度文京区立小・中学校就学通知書の発送について

○南教育長 報告事項（４）「平成 30 年度文京区立小・中学校就学通知書の発送について」です。説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料第 4 号、平成 30 年度文京区立小・中学校就学通知書の発送について、ご説明いたします。

この就学通知書の発送日は、平成 30 年の 1 月 4 日を予定してございます

発送除外者につきましては、①から④に記載されている方々、こちらにつきましては、1 月 4 日の時点での発送を見合わせるところでございます。これは必要な確認がとれていない等の状況があるため、一時的にこの発送を留保するというものでございます。

就学通知書の見本を次のページにおつけしておりますので、ご覧ください。上のほうが、小学校の就学通知書、下のほうが中学校の就学通知書の見本となっております。この就学通知書の下に氏名、その下に指定校名を書く欄がございますが、小学校につきましては、指定校の欄にお住まいの学区の学校が記載されて通知されるという形になってございます。中学校につきましては、学校選択制で希望した学校が指定校名として記載をされることとなりますが、抽選となった学校で、抽選の結果、補欠になった方につきましては、お住まいの学区の学校を暫定的に指定校名として記載してお送りする形になります。

こちらにつきましては、小学校、中学校とも、来年の 1 月 18 日までに、資料の右側にございます了知書に記入をしていただいて提出していただく形になってございます。

なお、この了知書のところで、右側の一番下（４）「他の文京区立中学校に補欠登録中です」と記載しておりますので、抽選の結果、補欠登録となった方はこの部分に印を付けてご提出いただく形になってございます。

中学校選択制の状況でございますが、希望校調査の結果、第六中学校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校の 4 校が希望者が多かったということで抽選を実施することになりました。この抽選につきましては、明日、12 月 13 日、公開で抽選が行われる予定になってございます。

説明は以上です。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 手続ですが、1 月 18 日までに了知書を発行するときには、まだ私立受験をしている人たちは決まっていなまま出すということですか。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます、決まっていなままにまずは出していただく。2 月中旬ぐらいになりますと私立の学校が決まって、その後どんどん辞退される方が出てくるという



こととなります。

○坪井委員　そういう方たちは、指定校以外の中学校入学希望のほうに丸をつけて了知書を出すということなんですか。

○学務課長　その方は、私立の場合は（２）のところがありますが、この時点で合格がまだ決まっていなからと思いますので、指定校に行くという形を出していただくこととなります。その後、合格発表があったときに、繰り上げ当せんという中で私立に行くという意思表示をしていただく形になります。

○坪井委員　説明書に「国立・私立校に進学される場合→進学先決定後速やかに、本通知書及び入学許可証を学務課へご提出ください」となっているということは、国立・私立を受験している人は1月18日までには出さないということですよ。

○学務課長　勘違いがございまして、訂正をさせていただきます。国立・私立受験予定の方は、1月18日までに提出する必要はなく、進学先が決まるまで了知書は持っていただくという形になります。

○坪井委員　決まってからこれを出すんですね。

○学務課長　大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

○坪井委員　居住確認のできない子どもさんは、今、文京区ではあり得るんですか。

○学務課長　現時点では、今年の場合については確認していませんが、例年ほぼないという状況でございまして。

○南教育長　そのほかございましてしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

#### （５）平成29年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について

○南教育長　報告事項（５）「平成29年度東京都『児童・生徒の学力向上を図るための調査』の結果について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長　それでは、資料第5号によりまして、平成29年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について、ご報告をいたします。

まず、この調査については、平成23年度以降、小学校が4教科、中学校が5教科で実施してございます。既に本年7月6日に実施しておりまして、このたび東京都教育委員会から全体の集計が参りましたので、それに基づきまして一覧にまとめたものを報告いたします。

まず、小学校でございます。対象学年は第5学年。1ページ目をご覧ください。国語、社会、算数、2ページ目が理科ということで、数字を載せさせていただいてございます。3ページ、4ページ目にその分布図の形でお示しをいたしました。

1ページ目にお戻りください。まず、表の見方です。左上に、全体平均正答率の表がございます。文京区の平均と東京都の平均が示されております。その下に教科ごとに示されている表がございますが、国語で申しますと、左側に5つの観点とそれぞれの正答率、右側には東京都が独自に読解力を重視した形の問題、「読み解く力」の正答率を分類してまとめております。

ご覧いただきますと、文京区は、全ての教科、全ての項目におきまして東京都の平均を上回っており、非常に良好な成績になってございます。特に算数につきましては、左上の全体平均のところを見ていただきますと、文京区は東京都を10ポイント以上、上回っているという結果になってございます。

3ページ、4ページの分布図をご覧ください。各教科とも、正規分布の山が右側に寄っており、正答数が高い児童が多いことがわかります。ただ、課題といたしましては、正答数が少ない児童も、割合としては少ないもののおりまして、その児童への支援が挙げられます。具体的には、個に応じた立ち戻る指導を行い、東京ベーシックドリルを活用するなどして、基礎、基本の徹底ということを指導してまいります。また、正答数が多い児童に対しましては、言語活動の充実を図るとともに、日常に即した応用問題の活用など、学んだ知識を生かして考える場面の設定など指導してまいります。

続いて5ページ、中学校でございます。対象学年は第2学年です。中学校におきましても、全ての教科ほぼ全ての項目において、文京区は東京都の平均を上回っており、大変良好な成績になってございます。5ページ左上の表を見ていただきますと、全体平均で英語については6.9ポイント東京都を上回っていることがご覧いただけるかと思えます。

7ページ、8ページの分布図をご覧ください。こちらも、小学校同様、正規分布の山が右側に寄っており、正答数が高い生徒が多いことがわかります。課題といたしましては、小学校とも共通しますが、正答数が少ない生徒への支援ということが挙げられます。学年を超えて立ち戻る指導や、繰り返しの学習を通して、やはり基礎基本の徹底を図ってまいります。また、正答数が多い生徒に対しましては、言語活動を通じた授業、学んだ知識を生かせる応用問題の積極的な取組など、深く考えさせる問題に取り組ませることを通して、思考力、判断力、表現力を育むよう指導してまいります。

この結果を踏まえまして、各学校に対して、大きく2点を今後に向けてということでお伝えしてまいります。

1点は、各学校が自校の児童・生徒の課題を明らかにした上で、授業改善推進プランに生かしていくということ。もう1点は、正答数が少ない児童・生徒への支援を徹底して、個に応じた指導に生かしていくということを指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○田嶋委員 今の説明を伺うと、個別にその生徒ができなかったものに対する指導も行う、そして、学校ごとのできる、できないの特色に対しては、学校単位でそれを取り組んで改善していく。その2つの方法をしているということによろしいのでしょうか。

○教育指導課長 おっしゃるとおりでございます。この結果については、個票がそれぞれの児童・生徒に返されますので、個々にはその個票を踏まえて、個に応じた指導をやるとともに、授業改善推進プランを学校として作成するというところで、委員のおっしゃるとおりでございます。

○坪井委員 授業中の様子ですが、正答率が高いということは、塾へ通っていて、学校の勉強を恐らく先取りしている子どもさんたちが多くということなんだろうと思うんですね。そういう子どもたちが、世によく言われていることで、授業がおもしろくない、全部わかり切ったことなのという形で、学校の授業をばかにしたような態度をとってしまったりとか、そういうことを聞かれることがあるんですが、文京区ではこれだけ正答率が多い子がいるとどうなんでしょうか。

○教育指導課長 そういった児童の実態を踏まえて、授業改善の工夫というものを教員のほうには指導しております。ただ、現在、小学校も、どのクラスも電子黒板が入りまして、視覚に訴える授業を若手であってもベテランであっても工夫して行っており、子どもの意欲を高める取組を行っております。

また、さまざまなお子さんがいますけれども、「対話的な」というキーワードで、子ども同士のかかわり合いを重視した授業を多くの教科指導を行っており、比較的正答率の高いお子さんでも、友達とともに学ぶ姿を多く見てございます。

○田嶋委員 今の坪井先生の意見とも多少共通するのですが、唯一文京区が低いのが中学生の社会、「社会的事象への関心・意欲・態度」の部分だけだと思うのですが。それは先ほどの坪井先生みたいな考えとか、そういうものから起因するのでしょうか。

○教育指導課長 数値的には、今おっしゃるとおり、中学校の社会科の観点別の一番上の「関心・

意欲・態度」のところが0.3ポイントとわずかでございますが、唯一都と比較して、数値的には低いところでございますが、全体としては90%以上ということなので、高い数値になっている。また、これについては、東京都と文京区ほぼ同様の傾向と受けとめをしてございます。そういった意味では、このあたりのところも含めながら、社会科全体について、今後力を入れていく必要がある。また、今後の分析に生かしていきたいと思っております。

○坪井委員 文京区の結果がこういうふうに毎年出てくるんですが、他の区でも結果が出てくるわけですね。そうすると、文京区は余り悩みがないんだろうけれども、そうではなくて、本当に東京都の平均にいかないような子どもたちがたくさんいる区とか市とかが、現実にはあるということなんです。

○教育指導課長 詳しく各地区の状況については把握しているところではありませんが、私ども指導室・課長会の集まりなどの情報交換の中では、地区によってさまざまな状況から東京都の平均を下回っていることが大きな課題であるというお話も伺ってございます。そのあたりは各地区の実態に応じて、それぞれ施策に生かしていると把握してございます。

○小川委員 今、全体の統計を見せていただきましたが、文京区の中にも、小学校も中学校も複数の学校があるかと思いますが、その学校別の分散というか、平均のばらつきみたいなのは、大体どれくらいなのでしょう。

○教育指導課長 各学校ごとの数値については公表しないというのが基本スタンスですので、この場で具体的な数値は差し控えさせていただきますが、各学校または各学校の学年によって、それぞれ特徴がございますので、足りない部分については、やはり課題として受けとめて学校支援に教育委員会として努めてまいりたいと考えてございます。

○南教育長 そのほかございますでしょうか。

特になければ、次の報告事項に移りたいと思っております。

#### (6) 中学校特別支援教室の実施について

○南教育長 報告事項(6)「中学校特別支援教室の実施について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第6号によりまして、中学校特別支援教室の実施に向けて、ご報告申し上げます。

平成29年度、本年度全ての小学校に特別支援教室「学びの教室」を設置いたしました。指導に当たる教員が各学校を巡回する体制で実施をしております。同様に、中学校においても、小学校での

成果等踏まえまして、平成 31 年度に特別支援教育を導入することとしてございます。本日はその報告でございます。

1 「特別支援教室の実施の目的」でございます。資料に 3 つ書いてございますが、効果というふうに見ていただいても結構かと思えます。(1) としては、学級での適応力が向上するということ。(2) といたしましては、他校へ通級することのデメリット、例えば移動時間など、今回の特別支援教室によりまして、生徒の負担を解消するということがございます。(3) として、巡回指導教員が拠点校を巡回することで、在籍校における支援体制の強化が図られ、担任の力量が高まり、学級経営が安定するということがございます。本年度から実施しております小学校において、成果としてこの効果の報告がございます。

2 「対象生徒」でございます。資料に書いてあるところでございます。ご覧ください。

3 「巡回指導体制」でございます。拠点校を、現在、通級指導学級がある茗台中 1 校といたしまして、そのほか 9 校を巡回する体制で実施をいたします。

4 「特別支援教室に伴う教員等の役割」でございます。(1) 巡回指導教員、これは東京都から配置される正規教員でございます。現在は 3 名、茗台中の通級指導学級におります。31 年度に特別支援教室になりますと、生徒の数も増え、教員の数も増えることが想定されます。詳しい役割についてはご覧ください。(2) 特別支援教室専門員でございます。これも、東京都教育委員会から特別支援教室設置校 1 校について 1 名、非常勤の特別支援教室専門員、これは免許なしでございますが、配置されます。役割についてはご覧ください。(3) 臨床発達心理士等でございます。これも、東京都教育委員会から配置されます。特別支援教室設置校 1 校につきまして、年 10 回、40 時間、各中学校を巡回することになってございます。役割についてはご覧ください。

最後に 5 「今後の主な予定」でございます。この 12 月に合同校・園長会で説明した後、議会報告、そして各中学校の施設状況調査を今年度中に行います。次年度に入りましては、書いてあるとおり、教育広報誌、区報で、保護者、区民等に説明したり、説明会を行ったりして周知に努めます。その後、申し込みなどの手続をいたしまして、また、施設面でも、簡易工事、備品整備等を行いまして、31 年 4 月、中学校 10 校全校に特別支援教室を開設、そして指導を進めていくということでございます。

保護者のご意向等を確認するとともに、指導に必要な環境を整備し、準備を進めてまいりたいと思います。本日は、現時点でのご報告ということで、お話をさせていただきました。

以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 特別支援教室の小学校での成果を先ほどおっしゃっていましたが、もう少し具体的に、子どもたちが通級しないで済むことにより、あるいは普通学級に在籍するままで指導を受けて、何がどのような成果として出ているのか。

○教育指導課長 まず、1年目だったものですから、保護者等からのさまざまな問い合わせであるとか、苦情も含めてご相談など、あるかなと想定していたのですが、大きなものは現時点では特にありません。各学校に対応についてお礼の言葉をいただいたと伺ってございますし、そういった意味では、保護者にとっても子どもにとってもいいスタートが切れたと思ってございます。

基本的には1対1で個別指導を充実させていくということが1つ大きいところですが、本区独自に、各学校で小集団の指導も含めて指導の充実を図っているところも成果と伺ってございます。

また、目的の(2)にありますとおり、学校の中で行いますので、移動が減り、保護者にとっても子どもたちにとっても負担感が減少したということで、それも成果と考えてございます。

あと、目的の(3)とも関係するのですが、これまでは、子どもが通って、通級指導学級で指導していたものですから、担任の先生と通級の先生方とが顔を合わせて話し合いを持つ機会は学期中に数回だったところ、週に1回、巡回指導の先生が来てくれるので、担任と実際の指導の先生が毎週、子どもについてのケース会議、研修等を行えるということで、かなり連携を強化し、担任の先生の力量アップ、また学級経営の安定ということで、これも大きな成果と考えてございます。

今年度1年間終わったところで、もう一度総括をして、次年度、中学校の準備にも生かしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○坪井委員 通級の先生が回ってきたときには、その先生がいるクラスに子どもたちが集まるわけですか。そして、そこでどんなことをやるんですか。

○教育指導課長 特別支援教室という部屋が各学校に1室用意されてございますので、指導の場はそこでございます。子どもたちが自分の教室からその教室に移って、巡回指導の先生がそこに来て、その中で指導してまいります。

具体的な指導については、1人1人個別の指導計画がございますので、個の特性に合わせて、担任の先生とも連携しながら計画を立てて進めていきますし、先ほど申し上げたとおり、コミュニケーションスキルを学ぶということについては、1対1だけでなく小集団で指導する場面も、お子さんの状況によって工夫をしながら進めていると伺っています。

○坪井委員 そうすると、発達障害を持っていらっしゃる子さんについては、教科指導というよりは、コミュニケーションスキルやソーシャルスキルトレーニングのほうが重要視されているという形の教育になるんですか。

○教育指導課長 さまざまな場面がありますので、教科指導を補完するような学習内容も含まれているところがございますが、主にはお子さんの特性から、そういったソーシャルスキルトレーニング的な部分も含め、お子さんの情緒を安定させ、ほかのお子さん方とうまくコミュニケーションをとれるような時間を重点的に行っていると伺っております。

○南教育長 そのほか、ございますでしょうか。

特になければ、次の報告事項に移ります。

#### (7) 年末・年始における生活指導について

○南教育長 報告事項(7)「年末・年始における生活指導について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第7号によりまして、年末・年始における生活指導について、ご報告いたします。

こちらにつきましては、12月4日付教育長名で、各幼・小・中の園長・校長にも発出したものでございます。あわせまして、今後、合同校園長連絡会での周知、また、生活指導主任研修会においても、徹底を図っていくものでございます。

1 ページ目をご覧ください。冒頭の文章にもありますとおり、今年の冬季休業日は土日、祝日を合わせて14日間でございます。この年末・年始の時期は、家庭において、子どもたちにとっても、過ぎ行く年を振り返り、自分の生活を見直すとともに、新しく迎える年への希望を抱き、決意を固めるよい機会であり、成長の節目としても大切な期間であるというふうに捉えてございます。

また、家庭・地域社会及び関係機関とより一層緊密な連携による生活指導・安全指導の徹底を図ってまいります。

では、項目に従いまして、ポイントになるところのみ、お話をさせていただきます。

1 「充実した生活を送るために」をご覧ください。特に(3)精神的に不安定になるケースもございますので、これらを未然に防止するために、相談活動等を継続的に行っていくなどをここに示させていただきます。

2 「当面する生活指導上の課題についての指導」でございます。おめくりいただいて2ページ、

特に（２）「自殺の防止」のところでは、悩みや不安のある全児童・生徒に対しまして、教職員等へ相談するよう伝えるとともに、学校外の相談窓口について周知徹底をいたします。（３）「相談体制の確立」においては、児童・生徒の不安や悩みに対しまして、寄り添って解決を図る体制を整えることを周知いたします。

３ページをご覧ください。３「健康で安全な生活を送るための指導」でございます。特に（１）交通事故等の防止について、具体的な事例をもとに事故防止に万全を期すよう指導の徹底を図ってまいります。

おめくりいただきまして、４ページをご覧ください。４「学期始めの適応指導」教室です。特に（２）、（３）、（４）でございますが、長期欠席、適応が難しいお子さんに対する対応の仕方について、休業中も可能な限り連絡をとり、相談に乗りながら適切な指導、援助に努めるよう、示してございます。（５）、（６）でございますが、長期休業明けに自殺が急増する傾向があることに留意し、適切な支援を行うこと、冬季休業日明けに欠席した児童・生徒については早急に所在確認をすること等について周知徹底するものでございます。

５ページをご覧ください。５「その他」でございます。改めまして、（１）では、問題行動等の未然防止や早期対応に努めることを示してございます。（２）では、不測の事態に際しまして、適切かつ迅速に対処できるよう、校内の指導・連絡体制を十分に整えることに触れてございます。

最後に６ページ目には、学校に参考となるよう、周知を図った資料の一覧を載せてございます。以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 先ほどの自殺予防の観点ですが、教職員が相談に応じとありました。私たちの現場でも同じですが、子どもに「死にたい」と言われたとき、あるいは「私を殺して」と言われたときは、大人の人たちはどう答えていいか、物すごくドキドキしてしまう。「そんな、死ななくていいよ」みたいな、そこをごまかして終わらせないとられないぐらいに、聞いた大人がすごく大変なことになると思うんですね。しかも、それをあしらってしまったがために、もし万が一、その後その子の事故が起きた場合に、相談を受けた人の、自分がああときにああしてなかったがためにというダメージは、大変なことになっていると思っています。

子どもにそういうふうに「僕は死にたいんだ、殺してよ」と言われたときに、教職員がそれにちゃんと対応できる、あるいはそれを誰かに相談できるスーパーバイザーがいないと、相談された大人のほうがダメージが大きい。自殺したいと言っている子どもは、本当に死にたいと思っていると



いうか、そのときは本当に死にたいと思っていますが、そこに寄り添うというのは相当にハードなもので、先生方に、相談に応じてくださいと言うだけではなくて、子どもがそう言ったときに、教職員の対応としては、ここまではしよう、あとは専門家を紹介してつなげようとかしておかないと、教職員を守れないんじゃないかなという感じがするんですが、そのあたりはどうでしょうかね。

**○教育指導課長** 今おっしゃるとおりで、個別のケースを想定すると、対応がなかなか難しいということはこちらも考えてございます。教員のほうにお話をしているのは、そういったお話があったときには、まず十分聞くということで、受けとめるというお話をさせていただくということと、あとは1人で抱え込まないということです。学校では当然管理職への報告もそうですし、身近なところでは教育センターの心理の方、スクールカウンセラーといった方へ相談する、また、関係機関へ相談するというので、各学校で、1人で抱え込まないように、組織で対応するよというのでお話をさせていただいてございます。

あとは、実際にそういった声があった場合には、保護者との連携が重要だと思いますし、それまでのそのお子さんの状況を学校として十分把握して、この局面がどういう局面なのかというのを冷静に把握しながら慌てずに対応していくということが大切かと思っておりますので、そういった意味では、教育指導課としても、また教育センター等とも連携しながらやっていくことが必要かなと思います。

いずれにしても、今の具体的なお話を伺って、改めて課題であると意識をしましたので、今後ともそういったことも十分踏まえながらこちらも考えていきたいなと思っておりました。ありがとうございます。

**○小川委員** 先日の中学校のPTA会長さんたちとの懇談会のときに、先生の負担軽減の話も話題として出てきたかと思っております。今、緊急時の対応について坪井先生もおっしゃっていましたが、学校の対応を休みのときには留守番電話にしましょうという話も出ていたかと思っております。どこまで学校の先生がすればいいのか難しい話ですが、休みのとき、子どもが先生に頼りたいと思ったとき、現状は、先生と連絡がとれる状況にあるのか、休みに入ってしまうと連絡がとれない状況にあるのか、どういったのが現状なのか、教えてください。

**○教育指導課長** まず、教員との連絡体制ということですが、基本的には、年末・年始は学校は閉まっておりますので、学校に電話をしてもかかりません。ただ、個別に特にご心配なお子さんについては、例えば担任の先生であるとか、生活指導の担当の先生とか、保護者と連絡が個別にとれるような工夫をしているところもありますので、どうしても年末・年始の期間に相談したい、連絡し

たいということであれば、全くできないということではございません。ただ、話を聞くところによると、ここ何年かの中では何ってございませんけれども、そういった連絡体制がとれるよう工夫は各学校において行っております。

あと、教育センターの相談は24時間、年末・年始もやっているんですか。

○**教育センター所長** 教育センターは、12月29日から1月3日までは休みとなっておりますが、その間も24時間電話相談ということで教育相談を受け付けております。こちらは民間業者に相談業務を委託しており、そのような相談体制はとっております。

○**南教育長** そのほか、ございますでしょうか。

特になければ、以上で用意した案件は全てです。

#### 第4 その他の事項

○**南教育長** その他、何かございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、第12回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(14:50)

平成 29 年 12 月 12 日

議事録署名人

教育長

委員